

平成22年度 北海道サッカーリーグ 第8回 道央ブロックリーグ 開催要項

1. 主催 (財)北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
2. 主管 千歳地区サッカー協会 札幌地区サッカー協会 小樽地区サッカー協会
千歳地区社会人サッカー連盟 札幌社会人サッカー連盟 千歳サッカー協会
3. 開催期間 平成22年5月16日(日) ~ 9月26日(日)
4. 会場 札幌市厚別公園競技競技場・札幌サッカーアミューズメントパーク人工芝サッカー場
千歳臨空公園サッカー場・小樽市望洋サッカーラグビー場・赤井川村都運動公園サッカー場
5. 参加料 1チーム 135,000円
6. 参加資格
(財)日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に登録を完了した第1種チームで次の条件を満たすチーム
(1) クラブチームは、他の事業体チーム或いは他のクラブチームと二重登録されていないこと
(2) 高校在学中の選手は参加できない。但し、(財)日本サッカー協会にクラブ申請を認められたチームの選手は除く。
(3) 外国籍選手の登録・出場は1チーム3名以内とする。
(4) 全道ブロックリーグ決勝大会に出場権を得た場合、必ず出場できるチームであること。
7. 選手エントリー
(1) 前6項の参加資格を有する選手のエントリーは、1チーム30名以内とする。
(2) 選手エントリーは開幕2週間前までとし、本大会及び全道ブロックリーグ決勝大会まで有効とする。
(3) 選手登録の追加・移籍・削除の手続きはチームが所属する各地区協会に行い、その内容が所定の手続きにより本大会事務局で確認された後、出場を認められる。
(4) 本大会期間中に同一選手が複数のチームで出場することはできない。
(5) ユニフォームは、正・副2着以上を登録し、常時携帯すること。
背・胸の番号は正・副同一とし1番からの通し番号を原則とする。
(6) シーズン中の番号の変更は出来ない。
8. リーグ編成
千歳地区1チーム、小樽地区1チーム、札幌地区4チームの6チーム編成とする。
9. 組み合わせ及び日程
(1) 全6チームによる2回戦総当りのリーグ戦とし、ホームアンドアウェイ方式を原則とする。
(2) 10節開催とし、全30試合を2試合または1試合の15開催日にて消化する。
(詳細別紙日程表参照)
10. 競技方法
(1) 6チームによる2回戦総当りとする。
(2) 競技時間は90分(延長無し)、試合開始時刻は各開催日・会場によって異なるので注意すること。
(3) 選手の交代はメンバー票に記載された最大7名の交替選手から4名の交代を認める。
11. 競技規則
(1) 平成22年度財団法人日本サッカー協会競技規則に依る。
(2) 試合に出場する選手は、(財)日本サッカー協会発行の2010年度発行の選手証または(財)

北海道サッカー協会発行の仮選手証を必ず携行し、選手エントリー用紙とともに本部に提出すること。なお、未提出の選手は、その試合に出場することはできない。

12 . 順位の決定

次の方法により決定する。

- (1) 勝点 (勝ち 3 点 ・ 引分 1 点 ・ 負け 0 点) (2) 全試合の得失点差 (総得点 - 総失点)
- (3) 全試合の総得点数 (4) 当該チームの対戦成績
- (5) 上記 (1) ~ (4) で決しない場合は抽選により順位を決定する。

13 . 入替

- (1) 本大会の優勝チームは全道ブロックリーグ決勝大会への出場権を得、これを辞退することはできない。
- (2) 原則として本大会の下位 3 チームは千歳・札幌・小樽各地区リーグの 1 位と入替戦を行う。(引分は残留)
- (3) 本大会の優勝チームが北海道リーグへ昇格した場合は、該当する地区リーグからの道央ブロックリーグ昇格チームを 1 チーム加える。
- (4) 北海道リーグからの降格が道央ブロックに影響する場合、上記 (2) の入替戦対象チーム数にその数を加える。この場合、該当する地区の下位チームをその数だけ降格する。

14 . 競技審判員

- (1) 主審のみ主管派遣とし、副審及び第 4 の審判員はチーム帯同とする。
- (2) 審判資格は主審を 2 級以上、副審を 3 級以上、第 4 の審判員を 4 級以上とする。
- (3) 主審は競技終了後、速やかに審判報告書を会場責任者に提出すること。
- (4) 審判員の報酬は主審 3 , 0 0 0 円、副審 2 , 0 0 0 円、第 4 の審判員 1 , 0 0 0 円とする。但し、1 級審判員・市外から派遣される場合は別途加算する場合がある。

15 . 競技記録及び公式記録員

- (1) 本大会の競技記録は別に定める運営当番チームが行う。
- (2) 競技記録は (財) 北海道サッカー協会が認定した公式記録員を含む 2 名以上で行う。
- (3) 競技記録担当者は、試合開始 4 0 分前までに本部席に集合し必要な準備を行うこと。
- (4) 競技終了後、主審・両チーム監督及びマチコミッショナーに記録内容を確認の上、署名を求めること。
- (5) 完成した公式記録用紙は会場の運営責任者に提出し、以後、記録内容に関する異議・訂正は受理しない。

16 . 会場運営

- (1) 会場の準備は各会場の第 1 試合のホームチームが行い、片付けは各会場の最終試合のホームチームが責任を持って行うこと。
- (2) この任に当たるチームの運営委員は事前に主管地区協会・連盟に必要な打ち合わせを行うこと。
- (3) 準備は試合開始時刻の遅くとも 9 0 分前から行い 3 0 分前には完了すること。
会場責任者の指示により テントの設営 机・椅子・ベンチの設置 ラインの整備
ゴール及びコーナフラッグの設置 第 4 の審判員席の設置 試合球 (2 個) の提供
を行う。
- (4) 各試合の運営当番チームは公式記録員 2 名を含む 4 名以上の担架要員を待機させること。
- (5) 後片付けは試合終了後速やかに行い、3 0 分以内を目途に終了し、施設管理者の確認を受けること。会場責任者の指示により 使用機材の撤収 会場内外のゴミ等の回収・清掃を行う。
- (6) 会場によってゴールの移動が必要な場合、第 1 試合の両チーム・最終試合の両チームが分担して移動する。

17 . 懲 罰

- (1) 警告・退場の処置
 - ア 警告は累積 3 で 1 試合の出場停止とし、その他の処置については、運営要項細則により処置する。
 - イ 裁定が必要な場合は北海道社会人サッカー連盟及び (財) 北海道サッカー協会の裁定に拠り処置する。

(2) 棄権チームの処置

- ア 試合を棄権した場合は次年度の参加を含め、北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
 - イ 特別な事由により棄権となった場合、必要な調査の上、不可抗力と認定されれば再試合を認める。この際、再試合に懸かる会場準備・審判員の配置及び経費は当該チームの負担とする。
 - ウ 不戦勝となったチームに得点 5 及び勝点 3 を与える。
- (3) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。
この場合、その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
- (4) 試合中、またはその前後に悪質な言動があった場合、その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。
- (5) 大会期間中、またはその前後において、本大会の秩序を乱すような悪質な言動があった場合、その後の処置は北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会の裁定に拠る。

18 . マッチコミッショナー

- (1) 本大会は、各会場の各試合にマッチコミッショナーを配置する。
- (2) マッチコミッショナーは試合開始 40 分前を過ぎない時刻にマネージャーズミーティングを主催し、両チームの監督・主審に運営担当役員を交えて必要な打ち合せ・確認を行なう。
- (3) マッチコミッショナーは試合開催(試合中を含む)におけるトラブル等が発生した場合、北海道社会人サッカー連盟に対し速やかに「マッチコミッショナー緊急報告書」を提出すること。

19 . その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務づける。
ただし、やむを得ずベンチ入りができない場合助監督が監督代理を行なうことができる。
この場合、事前に本大会事務局に届け出て許可を得なければならない。
- (2) 監督がその任を永きにわたって履行できない場合、本大会事務局に「監督変更届け」を提出し、承認を受けること。
- (3) 監督、或いは助監督が選手を兼ねる場合、事前に登録されたコーチをベンチ入りさせなければならない。
- (4) 監督の代理をできるのは助監督のみとし、事前に登録された 2 名から指名すること。
- (5) 上記(1)~(4)に違反した場合、次節の 1 試合を没収し、対戦相手チームに得点 5・勝ち点 3 を与える。
- (6) ユニフォームへの広告掲示については事前に北海道社会人サッカー連盟の承認を得なければならない。
- (7) 上記(6)項の他のユニフォームに関しては(財)日本サッカー協会ユニフォーム規程に拠る。
- (8) 試合に出場する全ての選手は(財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携行し、試合毎にエントリー票に添えて大会本部に提出しなければならない。
未提出の選手は原則としてその試合の出場を認めない。
- (9) 会場への移動、及び試合中などの事故防止については各チームの責任において徹底する事。
また傷害保険等への加入もチームの責任において行うこと。
- (10) 荒天・震災・雪等、不測の事態発生した場合には本大会実施委員会(主管地区理事長、競技委員長、審判委員長等で構成)において協議のうえ対処する。その場合中断・中止・延期する事があるので留意のこと。

20 . 附 則

- (1) 本大会を円滑に運営するために「道央ブロックリーグ運営委員会」及び事務局を置く。
- (2) 道央ブロックリーグ運営委員会規程は別にこれを定める。
- (3) 本大会要項は2010年度第8回道央ブロックリーグに施行する。